

控

産業廃棄物処理施設設置届出書

1977

昭和62年10月29日

秋田県大館保健所

所長 岩尾 昌子 殿

COPY

住 所 秋田県大館市花岡町字堤沢42番地

氏 名 同和リサイクルテック株式会社

代表取締役社長 吉田 株式会社



次のとおり産業廃棄物処理施設を設置したいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により届け出ます。

施 設 の 種 類	焼却施設 中和・脱水施設 コンクリート固型化施設
処理する産業廃棄物の種類	燃えがら、ばいじん、汚でい、廃油、廃酸 廃アルカリ、廃プラスチック、紙くず、木くず、纖維くず、動植物性残渣、ゴムくず、金属くず、ガラス及び陶磁器くず、鉱さい、建設廃材、産業廃棄物を処分するために処理したもの（有害物質にあっては水銀又はその化合物およびP C B を含むものを除く）
設 置 場 所	焼却処理施設 秋田県大館市花岡町字滝の沢7番地 ほか 中和・脱水施設 秋田県大館市花岡町字堂屋敷2番地 ほか コンクリート 固型化施設

COPY

12月

処理方式	焼却 ; 焼却、熱分解 中和・脱水 ; 中和、凝集、沈殿 加圧脱水 コンクリート固型化；ペレタイジング
構造及び設備の概要	焼却処理場：鉄筋コンクリート床、壁・屋根 は鉄板又はスレート ロータリーキルン、豎型液燃焼炉 固定床炉、ガス洗浄塔、ミストコット レル 廃液処理場：鋼板・ステンレス・プラスチック 製各種タンク、反応槽、フィルタ プレス、ニーダー・ペレタイザー、鉄 筋コンクリート耐酸ライニング貯槽
放流水の水質及び水量	放流排水の水質は水質汚濁防止法の排出基準 以下とし、通常は81m <sup>3</sup> /日 最大時100m <sup>3</sup> /日を放流する。
放流方法	旧花岡川へ放流する。
汚でい、残灰等の量及び処分方法	汚でい18.9t/日、残灰8.1t/日 は、花岡鉱業㈱の管理型最終処分場へ搬入し 処分する。
着工予定年月日	昭和62年11月29日
使用開始予定年月日	焼却処理設備 ; 昭和63年 4月 1日 廃液処理設備 ; 昭和63年 1月 1日
※受理年月日	
※審査結果	

備考 ※の欄には、記載しないこと

COPY

受 理 書

館 保 - 1998

昭和 62 年 11 月 2 日

同和クリーンテックス株式会社  
代表取締役社長 吉田 稔 様

秋田県大館保健所長 岩尾昌子

昭和 62 年 10 月 30 日付けで提出のあった届出書を受理しました。

なお、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条第 5 項において準用する同法第 8 条第 3 項の規定により、受理した日から 30 日を経過した後又は届出の内容が相当である旨の通知を受けた後でなければ、当該届出に係る産業廃棄物処理施設を設置し、又はその構造若しくは規模を変更することはできません。